

## ○国立大学法人香川大学教員業績評価実施に関する申合せ

令和5年1月20日

### (趣旨)

第1条 この申合せは、国立大学法人香川大学教員業績評価規程（以下「評価規程」という。）に基づき、香川大学（以下「本学」という。）に勤務する教員個人の教育研究活動等の点検・評価（以下「教員業績評価」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 本学の設置する学部、研究科及びセンター等を、部局等という。

2 本学の設置する学部及び研究科を、学部等という。

3 学部等を主担当とする教員を、学部等主担当教員という。

4 本学の図書館、博物館、四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構、国際希少糖研究教育機構、情報化推進統合拠点、教育推進統合拠点の構成組織、学内共同教育研究施設、インターナショナルオフィス、保健管理センター、学長戦略室、教育戦略室、研究戦略室、情報戦略室、地域・産官学連携戦略室、広報室、ダイバーシティ推進室、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国又はイノベーションデザイン研究所を、センター等という。

5 センター等を主担当とする教員を、センター等主担当教員という。

6 学部等主担当教員のうち、センター等の業務を行う教員を、センター等兼務教員という。

### (実施時期及び対象期間)

第3条 教員業績評価は、毎年度初めに、前年度に本学の教員として活動した実績について行う。ただし、研究領域の評価対象期間は3年間とし、評価実施年度の過去直近3年度分の活動実績について評価を行う。

2 本学における研究の活動実績が評価実施年度の過去3年末満の教員については、当該3年末満の期間について評価を行う。

### (実施体制)

第4条 学部等主担当教員の評価は、当該学部等の長が行い、各領域の評価結果、総合評価結果及び特記事項評価結果を学長に報告する。

2 学部等の長は、センター等兼務教員の評価を行うにあたっては、隨時、当該センター等の長の意見を聞くものとする。

第4条の2 センター等主担当教員の評価は、当該センター等を担当する理事・副学長等が行い、総合評価結果及び特記事項評価結果を学長に報告する。ただし、センター等主担当教員と当該センター等を担当する理事・副学長等が同一の場合は、当該教員の評価は学長が行う。

2 センター等を担当する理事・副学長等は、評価を行うにあたり、センター等の長の意見を聞くものとする。ただし、センター等を担当する理事・副学長等とセンター等の長が同一の場合は除く。

### (重み付け)

第5条 評価規程第5条第2項に定める各領域の重み付けは、全学共通で設定する値に、

各教員の裁量による値を付加し、その合計が 10 となるように定めるものとする。

- 2 全学共通の重み付けは、教育領域及び研究領域に各 2、社会貢献領域及び運営領域に各 1 を配分するものとする。
- 3 各教員は、それぞれの活動や職務内容等の状況に応じて残りの 4 を配分する。ただし、社会貢献領域と運営領域への追加配分は合計で 2 以内とする。
- 4 第 1 項から第 3 項に定める重み付けの条件は、評価者並びに教員業績評価委員会の承認を得たものについてのみ変更することができる。
- 5 重み付けは、評価対象年度の始めに設定し、確定したものを学長に報告するものとする。

(評価の項目と付与ポイント)

第 6 条 各領域の評価及び総合評価における全学共通の評価項目及び項目毎の付与ポイントは、別表 1 のとおりとする。

- 2 特記事項評価における全学共通の評価項目は、別表 2 のとおりとする。

(評価判定の水準)

第 7 条 各領域の評価の判定は、各領域の合計ポイントについて、下表のとおり、「特に良好」、「良好」及び「要改善」の 3 段階の水準を設けるものとする。ただし、センター等主担当教員及び学部等の長については、各領域の評価の判定は行わない。

各領域の評価の判定水準	各領域の評価の評語
学部等の相対評価で上位 20% かつ 「要改善」以外	特に良好
「特に良好」「要改善」以外	良好
各学部等で領域毎に設定した 水準を下回る	要改善

- 2 各領域の「要改善」の判定の水準は、教員業績評価委員会の承認を得た後、学長に報告する。
- 3 各領域の評価の判定における 3 段階の水準とは別に、各領域の合計ポイントについて、下表のとおり、5～1 の 5 段階の水準を設け、総合評価の判定における基礎点とする。各水準の判定は、各領域の合計ポイントに基づき、学部等において相対的に行う。

基礎点の判定水準（上位）	基礎点
～20%	5
20%～40%*	4
40%～60%*	3
60%～80%*	2
80%～100%*	1

\*各範囲には、上位の判定水準を含まない

- 4 総合評価の判定は、原則、各領域の基礎点に当該領域の重み付けを乗じた点数の合計

を基に、下表のとおり、「特に良好」、「良好」、「要改善」の3段階の水準を設けるものとする。ただし、センター等主担当教員の判定の水準は、当該センター等を担当する理事・副学長等が個別に設定し、センター等主担当教員と当該センター等を担当する理事・副学長等が同一の場合は、学長が設定する。また、学部等の長の判定の水準は、学長が設定する。

総合評価の判定水準	総合評価の評語
学部等の相対評価で上位20% かつ 「要改善」以外	特に良好
「特に良好」「要改善」以外	良好
各領域の「要改善」が2領域以上 (教育領域または研究領域を含む)	要改善

第7条の2 特記事項評価における評価の判定は、各領域の特記事項について、下表のとおり、全学共通の水準に該当するものに「卓越」を付与する。

特記事項評価の判定水準	特記事項評価の評語
全学共通の水準に該当するか、 それに相当するもの	卓越

2 特記事項評価における判定の水準は、別表2のとおりとする。

(再評価申立て)

第8条 教員は、評価結果に異議がある場合、再評価の申立てを行うことができる。

2 教員は、評価結果に異議がある場合、評価結果が通知された日から15日以内に、評価者に対して、理由を付して再評価の申立てを行うことができる。

3 評価者は、申立てを適正に審査する。なお、センター等兼務教員からの申立ての審査にあたっては、評価者は、センター等の長及び当該センター等を担当する理事・副学長等と協議を行うものとする。

4 評価者は、原則として申立ての日から15日以内に、再評価結果を当該教員へ通知する。

5 教員は、再評価結果に異議のある場合、国立大学法人香川大学苦情処理規則に基づき、解決を図ることができる。

(基礎点の開示)

第8条の2 教員は、基礎点について、開示を請求することができる。

2 教員は、基礎点について、評価結果（前条の規定に基づく再評価の申立てを行う場合は、再評価結果）が通知された日から15日を経過した日から当該評価実施年度の末日までに、評価者に対して、開示を請求することができる。

3 評価者は、教員から第1項の規定に基づく開示の請求があったときは、各領域の基礎点を当該教員へ開示する。

(改善指導)

第9条 評価者は、各領域の評価で「要改善」と判定した教員に対し、その領域に関わる助言・指導を行い、その内容を助言・指導に係る報告書（別紙様式1）により学長に報告する。

2 評価者は、2年間にわたって、同一領域において「要改善」と判定された教員に対し、その領域に関わる助言・指導を行うとともに、評価結果に係る改善計画書（別紙様式2）を提出させ、助言・指導に係る報告書（別紙様式1）と併せて学長に報告する。

3 評価者は、総合評価で「要改善」と判定した教員に対し、助言・指導を行うとともに、評価結果に係る改善計画書（別紙様式2）を提出させ、助言・指導に係る報告書（別紙様式1）と併せて学長に報告する。

(評価結果の公表)

第10条 教員業績評価の結果は、その概要を教員業績評価委員会で確認した後、本学ホームページに掲載し、学内及び学外に公表する。

2 公表の内容は、評価を実施した部局等ごとの職位別教員数、職位別の各領域の評価及び総合評価結果の分布状況（評価結果の構成比率）とする。

附 則

この申合せは、令和5年1月20日から施行する。

附 則

この申合せは、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和7年1月9日から施行する。

附 則

この申合せは、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

## 各領域の評価及び総合評価における評価項目と付与ポイント

## &lt;教育領域&gt;

## 1－1 授業担当

項目		分類	ポイント
1	科目分類	学部・研究科開設科目（講義）	1.0
		学部・研究科開設科目、全学共通科目（演習、実験、実習、実技）	1.0
		全学共通科目（講義）	1.0
		他学部・他研究科開設科目（講義、演習、実験、実習、実技）	1.2
2	総コマ数		
3	授業担当コマ数		
4	社会人のための定時（授業時間）以外の対応実績	あり	0.1
5	英語のみでの授業	あり	0.1
6	・連携教職課程 ・大学・地域共創プラットフォーム ・キャンパス講座（公開授業） の取組の一環としての開講 ※非常勤講師としての担当は除く	あり	0.1
7	合理的配慮が必要な学生のための支援	あり	0.1

## 1－2 担当学生

項目		分類	ポイント
1	卒業論文指導学生数（学士）		0.5
2	指導学生数（修士課程・博士前期課程）		1.0
3	指導学生数（博士課程・博士後期課程）		1.5
4	指導学生数（専門職学位課程）		1.0
5	学位取得学生数（修士課程・博士前期課程）		1.0
6	学位取得学生数（博士課程・博士後期課程）		1.5
7	学位取得学生数（専門職学位課程）		1.0
8	修士の主査数		1.0
9	修士の副査数		0.5
10	博士の主査数		2.0
11	博士の副査数		1.0

12	指導学生の論文発表（国際誌）		0.4
13	指導学生の論文発表（国内誌）		0.3
14	指導学生の学会発表（国際）		0.2
15	指導学生の学会発表（国内）		0.1
16	指導学生のその他の発表（ビジネスコンテスト等）		0.1

### 1 – 3 受入学生等（外国人留学生等、研究生及び特別研究学生の受入）

項目		分類	ポイント
1	外国人留学生等の受入	あり	0.1
2	研究生及び特別研究学生の指導	あり	0.1

### 2 FD の実績

項目		分類	ポイント
1	参画区分	FD企画者（コメント入力あり）	0.4
		参加のみ（コメント入力あり）	0.2

### 3 授業評価結果の自己分析（担当科目全体に関する自己点検評価）

項目		分類	ポイント
1	評価結果	評価結果（4.0以上）（担当科目全体に関する自己点検評価及び今後の取組の入力あり）	1.5
		評価結果（3.0以上4.0未満）（担当科目全体に関する自己点検評価及び今後の取組の入力あり）	1.0
		評価結果（3.0未満）（担当科目全体に関する自己点検評価及び今後の取組の入力あり）	0.5

### 4 課外活動の担当

項目		分類	ポイント
1	活動区分	公認サークル	0.1

<研究領域>

1－1 著書

項目		分類	ポイント
1 担当区分		単著	5.0
		共著	2.5
		編者（編著者）	2.5
		単訳	4.5
		共訳	2.0
		共編著者（共編著者）	2.0
		監修	1.0
		分担執筆	1.5
		編訳	1.0
		編纂	1.0
2 著書分類		学術書	3.0
		一般書・啓蒙書	0.5
		教科書・概説・概論（専門分野の教科書・義務教育の教科書も含む）	2.0
		事典・辞書	1.0
		調査報告書	0.5
		音楽資料	0.5
		映像	0.5
		画像	0.5
		音声	0.5
		地図	0.5
3 記述言語区分		欧文	1.0
		和文	0.8

1－2 論文（定期刊行されているものに限る。）

項目		分類	ポイント
1 著者区分		単著又は共著の責任著者	1.0
		その他	0.8
2 記述言語区分		欧文	1.0
		和文	0.8
3 査読有無		査読有	1.0
		査読有（紀要）	0.5
4 執筆区分		執筆依頼あり（invited）	0.5

1－3 研究発表（定期開催されているものに限る）

項目		分類	ポイント
1	開催区分	国際	0.8
		国内（全国大会）	0.3
		国内（支部大会）	0.1
2	講演種別	招待講演	0.5

1－4 公表・公刊された論評、報告書、研究ノート等

（※ 科研費報告書等の公表が義務付けられているものは除く）

項目		分類	ポイント
1	種別	速報、短報、研究ノート等（学術雑誌）	0.2
		速報、短報、研究ノート等（大学、研究機関紀要）	0.2
		研究発表ペーパー・要旨（国際会議）	0.2
		研究発表ペーパー・要旨（全国大会、その他学術会議）	0.2
		機関テクニカルレポート、技術報告書、プレプリント等	0.2
		記事・総説・解説・論説等（学術雑誌）	0.2
		記事・総説・解説・論説等（国際会議プロシーディングズ）	0.2
		記事・総説・解説・論説等（大学・研究所紀要）	0.2
		記事・総説・解説・論説等（商業誌、新聞、ウェブメディア）	0.2
		記事・総説・解説・論説等（その他）	0.2
		講演資料等（セミナー、チュートリアル、講習、講義他）	0.2
		書評論文、書評、文献紹介等	0.2

1－5 作品等（公表・発表されたもの、スポーツ競技の記録を含む）

項目		分類	ポイント
1	区分	芸術活動	
		建築作品	
		コンピュータソフト	
		スポーツ等	
2	単独・共同区分	単独	1.0
		共同	0.8
3	開催区分	国際	1.0
		全国	0.8
		地方	0.2

4	評価	受賞・入賞	2.0
		選考招待	1.0
		一般参加	0.2

1－6 知的財産（新規登録に限る。出願は含まない）

項目		分類	ポイント
1	種別	特許	1.0
		実用新案	0.5
		意匠	1.0
		品種	1.0
2	単独・共同区分	単独	1.0
		共同	0.5

2 科研費（JSPS・文科省）（毎年度分）

項目		分類	ポイント
1	種目	・特別推進研究 ・国際共同研究加速基金（国際先導研究） ・その他（総額2億円以上）	15.0
		・基盤S ・学術変革領域研究（A）（B） ・その他（総額5000万円以上2億円未満）	10.0
		・基盤A ・国際共同研究加速基金（帰国発展研究） ・その他（総額2000万円以上5000万円未満）	4.0
		・基盤B ・挑戦的研究（開拓） ・挑戦的研究（萌芽） ・新学術領域研究（研究領域提案型）（公募研究のみ） ・国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A）（B）） ・国際共同研究加速基金（国際共同研究強化） ・国際共同研究加速基金（海外連携研究） ・その他（総額500万円以上2000万円未満）	2.0
		・基盤C ・若手研究 ・研究活動スタート支援 ・その他（総額500万円未満）	1.0
		代表	1.0
		分担	0.1

3 科研費（JSPS・文科省）以外の競争的資金の受入（毎年度分）

項目		分類	ポイント
1	代表分担区分	代表	1. 0
		分担	0. 1
2	受入金額（当該年度分の直接経費）	5000 万円以上	15. 0
		1000 万円以上 5000 万円未満	10. 0
		500 万円以上 1000 万円未満	4. 0
		200 万円以上 500 万円未満	2. 0
		100 万円以上 200 万円未満	1. 0
		10 万円以上 100 万円未満	0. 5

<社会貢献領域>

1－1 社会貢献活動

項目		分類	ポイント
1	分類	講演会	1.0
		セミナー・ワークショップ	1.0
		資格認定講習	1.0
		出前授業	1.0

1－2 地域振興活動

項目		分類	ポイント
1	分類	文化・芸術振興	1.0
		産業振興・支援	1.0
		地域振興	1.0
		コンクール・競技会	1.0
		その他	1.0

2 学術貢献活動

項目		分類	ポイント
1	分類	学会・研究会等（学術団体）	1.0
		大会・シンポジウム等	1.0
		展覧会	1.0
		審査・学術的助言	1.0
		学術調査	1.0
		査読（和文）	0.2
		査読（欧文）	1.0
		文化財保護	1.0
		その他	0.1
2	役割区分	企画立案・運営等（学術団体会長、審議会等の委員長、事務局長）	0.5
		企画立案・運営等（上記以外の委員長・委員等）	0.1

3 非常勤講師（雇用・業務委託によるもの）

項目		分類	ポイント
1	分類	大学	1.0
		小中学校・高校	1.0
		自治体等	1.0

	その他	1.0
--	-----	-----

#### 4 国際活動

項目	分類	ポイント
1 分類	国際貢献・支援活動（国際機関、JICA、AMDA活動等）	1.0
	国際交流活動（文化、地域、産業）	1.0

#### 5 医療活動等（医学、医療、看護、臨床心理に関する活動）による貢献

##### 5－1 医学部内での活動

項目	分類	ポイント
1 医学部内での活動	臨床研究の実績	1.0
	法医解剖、サーディカルトレーニング支援	1.0
	鑑定業務	1.0
	倫理審査業務	1.0
	各種後方支援業務	1.0

##### 5－2 附属病院内での活動

項目	分類	ポイント
1 附属病院内での活動	高度先進医療等の実績	1.0
	医薬品等の臨床研究	1.0
	健康診断、検診業務への貢献	1.0
	外来診療	1.0
	病棟診療	1.0
	手術業務	1.0
	救急業務への関与	1.0
	病理診断・病理解剖	1.0
	コンサルテーションの受託	1.0
	医療安全業務への関与	1.0
	臨床研究への支援活動	1.0
	健康講座、患者会等への助言、サポート	1.0
	各種後方支援業務	1.0

##### 5－3 地域・学外での活動

項目	分類	ポイント
1 地域・学外での活動	外来診療	1.0

病棟診療	1.0
手術業務	1.0
当直業務（準夜勤務、深夜勤務）	1.0
救急業務への関与	1.0
病理診断・病理解剖	1.0
臨床指導・手術指導	1.0
職能団体（医師会、看護協会等）での医療の啓蒙に関する講演、講演会の主催、開催支援、助言	1.0
地域医療行政への貢献（相談事業など）	1.0
地域医療の技術向上のための支援	1.0
医療支援活動（相談、コンサルテーションなど）	1.0
健康講座、患者会等への助言、サポート	1.0
各種後方支援業務	1.0

#### 5-4 その他

項目	分類	ポイント
1 その他	専門医、認定医、その他専門資格	1.0
	医療、看護、心理臨床の質を高めるための活動（専門職対象の講演、研修会の主催、開催支援、助言などを含む）	1.0

**<運営領域>**

1 全学レベルの運営

項目		分類	ポイント
1 役割		副学長	5.0
		評議員等	3.0
		学長特別補佐等	2.0
		全学委員会等の委員長	2.0
		全学委員会等の委員	1.0
		全学事業の代表	2.0
		全学事業の分担	0.5
		その他の全学運営	0.5
2 年間業務対応回数		常時	2.0
		25回～（月2回よりも多い）	1.0
		13～24回（～月2回程度）	0.8
		2～12回（～月1回程度）	0.4
		1回（年1回）	0.1

※役職及び委員会等は別に定める。

2 部局レベルの運営（学部・研究科）

項目		分類	ポイント
1 役割		学部長等	4.0
		副学部長等	2.0
		学科長等	1.5
		診療科長	2.0
		副診療科長	1.8
		附属病院の科・部門の長等	1.5
		附属病院の科・部門の副長等	1.2
		学部附属施設の長等	2.0
		部局委員会等の委員長	1.5
		部局委員会等の委員	1.0
		部局事業の代表	1.0
		部局事業の分担	0.2
2 年間業務対応回数		その他の部局運営	0.2
		常時	2.0
		25回～（月2回よりも多い）	1.0
		13～24回（～月2回程度）	0.8
		2～12回（～月1回程度）	0.4

	1回　(年1回)	0.1
--	----------	-----

※役職及び委員会等は別に定める。

### 3 資格に基づく学内業務の実績

項目	分類	ポイント
1 資格及び資格に基づく業務	放射線取扱主任者	1.0
	作業環境測定士	1.0
	エックス線作業主任者	1.0
	ガンマ線作業主任者	1.0
	産業医	1.0
	衛生管理者	1.0
	精神保健指定医	1.0
	臨床修練指導医	1.0
	母体保護法指定医師	1.0
	死体解剖資格	1.0
	身体障害者手帳申請の診断書が記載可能な認定医	1.0
	組換え DNA 実験安全主任者	1.0
	危険物取扱主任	1.0

別表2

## 特記事項評価における評価項目及び判定の水準

領 域		評価項目及び判定の水準	
教育	教育活動に関する特記事項	対象となる事項	1. 教育受賞・表彰：全国レベル以上 2. その他（高水準の教育成果）※
研究	研究活動に関する特記事項	対象となる事項	1. 学術受賞・表彰（国際レベル以上） 2. 作品等受賞・表彰（全国レベル以上） 3. 大型研究資金（1000万円以上） 4. 高インパクト論文（IF10以上単独、IF5以上複数） 5. その他（高水準の研究成果）※
社会貢献	社会貢献活動に関する特記事項	対象となる事項	1. 受賞・表彰 2. その他特記事項※
運営	運営活動に関する特記事項	対象となる事項	1. 複数の特に重要な運営業務における実績 2. 1000万円（年間総額）を超える間接経費等の導入 3. その他運営業務における顕著な実績 ※

※各領域において、顕著に優れた業績は「その他」として記載する。

### 助言・指導に係る報告書

(評価対象者) 職名 \_\_\_\_\_  
                  氏名 \_\_\_\_\_  
(評価者)      職名 \_\_\_\_\_  
                  氏名 \_\_\_\_\_

#### 1. 助言・指導事由 ※該当するものにチェック

- 総合評価「要改善」
- 当該年度に領域の評価「要改善」  
 教育     研究     社会貢献     運営
- 当該年度を含め、2年にわたって同一領域で「要改善」  
 教育     研究     社会貢献     運営

#### 2. 助言・指導の内容（指導実施日、改善方法等）

## 評価結果に係る改善計画書

(評価対象者) 職名 \_\_\_\_\_  
                  氏名 \_\_\_\_\_  
(評価者)    職名 \_\_\_\_\_  
                  氏名 \_\_\_\_\_

### 1. 改善事由   ※該当するものにチェック

- ・  総合評価「要改善」
  - ・ 当該年度を含め、2年にわたり同一領域で「要改善」
- 教育     研究     社会貢献     運営

### 2. 改善計画

1. 自己評価（現状の分析、課題点等）
2. 改善方法（具体的な手段・実施内容・期日等）